

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受ケタル市ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ抵觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第一條第二項乃至第四項ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第三十三條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號大正七年勅令第八十四號ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ

經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則 (大正十五年三月三十一日法律第三八號)
本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業收益稅割ニ關スル改正規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス
營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セララル營業稅額ハ大正十五年度分國稅營業稅割ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

附 則 (昭和六年三月三十日法律第三〇號)
本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ改正規定ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス
昭和六年度分ニ付テハ第八條ノ改正規定中百分ノ九トアルハ百分ノ八、百分ノ三、四トアルハ百分ノ三・二トス
昭和六年度分ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地租ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ地租割ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別地稅ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地價ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ

附 則 (昭和八年五月十日ヨリ施行)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

都市計畫法施行令

(大正八年十一月二十八日勅令第四八二號)
正改 同 大正十年十月、昭和四年十二月、同 六年四月、同 八年五月、同 十年五月

第一條 都市計畫事業ハ市又ハ都市計畫法第一條ノ規定ニ依リ指定スル町村ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行ス

第二條 市又ハ前條ノ町村ノ區域外ニ於テ又ハ區域外ニ亘リ都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テ内務大臣區域外ニ於ケル事業カ主トシテ區域外ノ公共團體ノ利害ニ關スト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス其ノ公共團體ヲ統轄スル行政廳ヲシテ區域外ニ於ケル事業ヲ執行セシムルコトヲ得

第三條 内務大臣都市計畫事業カ分割シテ之ヲ執行スルコト困難又ハ不利益ト認ムルトキ其ノ他特別ノ事情アリト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス事業ヲ執行スヘキ行政廳ヲ指定スルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ハ行政官廳都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ之ヲ適用セス

第五條 行政廳ニ非サル者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ル都市計畫事業ノ種類及範圍ハ關係行政廳ノ意見ヲ聞キ都市計畫委

員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム

第六條 行政廳ニ非サル者都市計畫事業ヲ執行セムトスルトキハ内務大臣ニ特許ヲ申請スヘシ

第七條 内務大臣ハ前條ノ特許ニ都市計畫上其ノ他公益上必要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得

第八條 第六條ノ特許ヲ受ケタル者事業ヲ實施セントスルトキハ設計書ヲ添附シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非サレハ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ス

一 行政官廳ノ執行スル事業ニ因リ公共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ

二 事業地ノ公共團體以外ノ公共團體ヲ又ハ上級公共團體ヲ統轄スル行政廳ニ於テ執行スル事業ニ因リ事業地ノ公共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ

三 事業ニ因リ生シタル營造物カ他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ又ハ其ノ營造物ヲ利用スルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ

四 前各號ノ外都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ

第十條 都市計畫法第六條第二項ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ金額及其ノ負擔方法ニ付テハ關係市町村長ノ意見ヲ聞キ

都市計畫委員會ノ議ヲ經テ內務大臣之ヲ定ム

第十一條 都市計畫法第十六條第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工
作物ヲ新築改築増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ變更シ又ハ地
方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方
長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シ
タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 地方長官ハ前條ノ許可ニ都市計畫事業ノ執行上必要
ナル條件ヲ附スルコトヲ得

第十三條 風致維持ノ爲指定スル地區内ニ於ケル工作物ノ新築
改築増築若ハ除却、土地ノ形質ノ變更、竹木土石ノ類ノ採取
其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ホス虞アル行爲ハ地方長官內務大
臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ第十一條ノ規定ニ前條ノ命令ニ又ハ第十
二條ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得

第十五條 都市計畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル公共團體ノ
土地區劃整理ノ施行ハ內務大臣之ヲ命ス

第十六條 前條ノ土地區劃整理ノ施行ニ要スル費用ハ整理地區
内ノ土地所有者又ハ關係人ノ負擔トス

前條ノ土地區劃整理ノ地區外ノ土地所有者又ハ關係人ニシテ
其ノ施行ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ內務大臣ノ
定ムル區域ニ依リ之ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項
ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十七條 公共團體第十五條ノ規定ニ依リ土地區劃整理ノ施行
ヲ命セラレタル時ハ設計書、費用負擔方法及耕地整理法ニ基
キ規約ニ代ルヘキ必要事項ヲ定メテ之ヲ告示シ十日間土地所
有者及關係人ノ縦覽ニ供シタル後地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

土地所有者又ハ關係人前項ノ規定ニ依リ定メタル設計書、費
用負擔方法其ノ他ノ事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲ケル
期間内ニ地方長官ニ之ヲ申出ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ異議ノ申出アリタルトキハ地方長官ハ都市
計畫委員會ノ議決ニ付スヘシ

地方長官ハ前項ノ議決力第一項ノ規定ニ依リ定メタル設計
書、費用負擔方法其ノ他ノ事項ノ變更ヲ必要トスルトキハ公
共團體ニ其ノ變更ヲ命スヘシ公共團體力變更ヲ爲シタルトキ
ハ其ノ變更シタル部分ニ付第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 前二條ノ土地所有者及關係人ノ意義ニ關シテハ耕地
整理法ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 第十五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ付テノ耕地整理法
ノ準用ニ關シテハ同法第四十二條ノ二、第四十七條及第四十
八條ノ組合ハ土地區劃整理ヲ施行スル公共團體トシ同法第四
十三條第一項及第四十四條ノ耕地整理組合ノ地區ハ土地區劃
整理ノ地區トス

第二十條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃賃價格ニ關シテ
ハ耕地整理法第十二條乃至第十三條ノ二、第十四條第二項、

第三項、第十四條ノ二乃至第十六條及第十六條ノ三乃至第十

六條ノ八ノ規定ヲ準用ス、此ノ場合ニ於テハ大正七年法律第
四十三號ノ規定ニ依ル地租變更免租年期ヲ有スル土地及同法
第一條第一項各號ニ掲ケル土地ハ之ヲ耕地整理法第十五條第
一項ニ掲ケル免租年期ヲ有スル土地ト看做ス

土地區劃整理ノ施行ニ依リ開墾、地目變換又ハ地類變換ヲ爲
シタル場合ニ於テハ工事了ノトキ開墾又ハ變換シタル土地
ニ對シ從前ノ地域ニ依リ地租法第九條第三項ノ規定ニ準シ其
ノ賃賃價格ヲ修正シ修正賃賃價格ヲ以テ耕地整理法第十三條
第二項ノ現賃賃價格トス

第一項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ耕地整理法第十四條第二
項、第三項及第十四條ノ三、第十五條、第十六條、第十六條
ノ八中ノ同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス

第二十一條 鐵道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地
區劃整理、運動場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地、
火葬場、塵埃燒却場及防風、防火、防水、防砂又ハ防潮ノ施
設ハ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

第二十二條 都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依ル收用又ハ
使用ハ土地區劃整理ヲ施行スル必要アル場合ニ限り之ヲ爲ス
コトヲ得

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ收用シタル土地ハ土地區劃整理
ノ工事了後ニ非サレハ之ヲ賣却シ又ハ貸付スルコトヲ得ス

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却又ハ貸付ハ左ニ掲ク
ル者ニ對シ每筆競争入札ニ依リテ之ヲ行フ

一 其ノ土地ノ附近カ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依
リ收用セラレタル場合ニ於テ其ノ收用セラレタル附近地ノ
全部又ハ一部ヲ收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

二 前號ノ附近地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ附近地收用ノ際
所有シタル者
三 其ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル
者又ハ其ノ相續人

四 其ノ土地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ土地收用ノ際所有シ
タル者
前項ニ掲ケル者一人ナルトキハ其ノ者ニ對シ隨意契約ニ依リ
賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得サル
土地ノ賣却又ハ貸付ニ付テハ一般ノ競争入札ニ依ル
第二十六條 一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘地ハ隣地所有者ニ對シ
隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十七條 都市計畫事業ニ要スル國有地ハ事業ノ執行ニ要ス
ル費用ヲ負擔スル公共團體ヲシテ無償ニテ之ヲ供用セシメ其
ノ地ニ存スル國有ノ建築物ハ無償ニテ其ノ公共團體ニ之ヲ交
付ス

第二十八條 都市計畫法第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土

地ハ都市計畫事業ノ財源ト爲ス爲基本財産トシテ管理スヘシ
但シ特別ノ事由ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ
限ニ在ラス

第二十九條 公共團體ハ第二十三條ノ土地ノ賣却若ハ貸付ニ付
又ハ都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地
若ハ前二條ノ土地ノ管理方法ニ付必要ナル規定ヲ定メ地方長
官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條 内務大臣必要ト認ムルトキハ都市計畫事業ニ依リ生
シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

附 則 本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年
一月一日)

附 則 (昭和四年十二月二十
七日勅令第三九五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和六年四月一日
勅令第四五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ執行ス

昭和六年法律第二十九號附則第三條、第五條、第九條乃至第
十四條及第十八條ノ規定ハ土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ
賃賃價格ニ付之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二十條第二項ノ改正規定ヲ耕地整理法
附則第九條、第十條及第十八條中ノ同法第十四條第一項ノ規

定ト看做ス

附 則 (昭和八年五月二日
勅令第八四號)

本令ハ昭和八年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十二年勅令第二百七十六號、大正十三年勅令第三百三十五
號、大正十四年勅令第三十二號、大正十五年勅令第十一號、
昭和二年勅令第三十五號、同年勅令第三百五十六號、昭和三
年勅令第二百二十五號、昭和四年勅令第七十四號、昭和五
年勅令第四百二十二號、昭和六年勅令第二百七十四號、昭和七
年勅令第三百二十二號及昭和八年勅令第七號ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十年五月七日
勅令第一一號)

第二十條第一項ノ改正規定ハ本令施行前土地區劃整理ノ工事
ニ著手シタル土地ニモ亦之ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ耕地整
理法第十五條第一項ノ規定ノ準用ニ付テハ同項中工事著手ノ
トキトアルハ工事著手ノ時ノ現況ニ依リトス

都市計畫委員會官制

改 正
大正八年十一月二十八日
勅令第四八三號
大正十一年五月、同十二年五月、
同十三年五月、同十四年五月、
同十五年五月、同十六年五月、
同十七年五月、同十八年五月、
同十九年五月、同二十年五月、
同二十一年五月、同二十二年五月、
同二十三年五月、同二十四年五月、
同二十五年五月、同二十六年五月、
同二十七年五月、同二十八年五月、
同二十九年五月、同三十年五月、
同三十一年五月、同三十二年五月、
同三十三年五月、同三十四年五月、
同三十五年五月、同三十六年五月、
同三十七年五月、同三十八年五月、
同三十九年五月、同四十年五月、
同四十一年五月、同四十二年五月、
同四十三年五月、同四十四年五月、
同四十五年五月、同四十六年五月、
同四十七年五月、同四十八年五月、
同四十九年五月、同五十年五月、
同五十一年五月、同五十二年五月、
同五十三年五月、同五十四年五月、
同五十五年五月、同五十六年五月、
同五十七年五月、同五十八年五月、
同五十九年五月、同六十年五月、
同六十年一月、同六十年六月、
同六十一年一月、同六十一年六月、
同六十二年一月、同六十二年六月、
同六十三年一月、同六十三年六月、
同六十四年一月、同六十四年六月、
同六十五年一月、同六十五年六月、
同六十六年一月、同六十六年六月、
同六十七年一月、同六十七年六月、
同六十八年一月、同六十八年六月、
同六十九年一月、同六十九年六月、
同七十年一月、同七十年六月、
同七十一年一月、同七十一年六月、
同七十二年一月、同七十二年六月、
同七十三年一月、同七十三年六月、
同七十四年一月、同七十四年六月、
同七十五年一月、同七十五年六月、
同七十六年一月、同七十六年六月、
同七十七年一月、同七十七年六月、
同七十八年一月、同七十八年六月、
同七十九年一月、同七十九年六月、
同八十年一月、同八十年六月、
同八十一年一月、同八十一年六月、
同八十二年一月、同八十二年六月、
同八十三年一月、同八十三年六月、
同八十四年一月、同八十四年六月、
同八十五年一月、同八十五年六月、
同八十六年一月、同八十六年六月、
同八十七年一月、同八十七年六月、
同八十八年一月、同八十八年六月、
同八十九年一月、同八十九年六月、
同九十年一月、同九十年六月、
同九十一年一月、同九十一年六月、
同九十二年一月、同九十二年六月、
同九十三年一月、同九十三年六月、
同九十四年一月、同九十四年六月、
同九十五年一月、同九十五年六月、
同九十六年一月、同九十六年六月、
同九十七年一月、同九十七年六月、
同九十八年一月、同九十八年六月、
同九十九年一月、同九十九年六月、
同一百年一月、同一百年六月、

第一條 都市計畫委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ法律勅令ニ依
リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項其ノ他都市計畫上必要ナル事
項ヲ調査審議ス

第二條 都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付關係行政
廳ノ諮問ニ應シ又ハ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第三條 都市計畫委員會ハ都市計畫中央委員會及都市計畫地方
委員會トス

第四條 都市計畫中央委員會ハ内務省ニ之ヲ置ク都市計畫地方
委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第四條ノ二 都市計畫委員會ノ議決ヲ經ヘキ事項ハ内務大臣之
ヲ都市計畫委員會ノ議ニ付ス但シ都市計畫地方委員會ニ對ス
ル輕易ナル事項ノ付議ハ之ヲ地方長官又ハ市町村長ニ委任ス
ルコトヲ得

第五條 都市計畫委員會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ專ラ一地方
ニ關スルモノニ付テハ其ノ地方委員會ノ議決ヲ以テ都市計畫
委員會ノ議決トシ其ノ他ノ事項ニ付テハ中央委員會ノ議決ヲ
以テ都市計畫委員會ノ議決トス但シ地方委員會ノ議決ヲ經タ
ル事項ニシテ内務大臣更ニ審議ノ必要アリト認ムルモノニ付
テハ之ヲ中央委員會ノ議ニ付シ其ノ議決ヲ以テ都市計畫委員
會ノ議決ト看做ス

第六條 中央委員會ノ議決ヲ經タル事項ニ付必要アリト認ムル
トキハ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得

第六條 中央委員會及地方委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織
ス

第七條 中央委員會ノ會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ
地方委員會ノ會長ハ東京地方委員會ニ在リテハ内務次官ヲ以
テ、其他ノ地方委員會ニ在リテハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 中央委員會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ
一 關係各廳高等官 十六人以内
二 學識經驗アル者 十二人以内
地方委員會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ
一 市長及都市計畫法第一條ノ規定ニ依リ指定スル町村ノ町
村長
二 總務部長タル北海道廳部長又ハ府縣書記官、經濟部長タ
ル北海道廳部長又ハ府縣書記官、土木部長タル北海道廳部

長、府縣書記官又ハ地方技師及警察部長タル北海道廳部長、又ハ府縣書記官（東京地方委員會ニ在リテハ保安部長タル警視廳部長）

三 關係各廳高等官 八人以內

四 市會議員及第一號ノ町村ノ町村會議員市町村會議員 各定數ノ六分ノ一以內但シ一市町村ニ付十五人ヲ超ユルコトヲ得ス

五 道府縣會議員 道府縣會議員定數ノ十分ノ一以內

六 市長以外ノ市吏員 一市ニ付二人以內

七 學識經驗アル者 十人以內

八 東京地方委員會ニ在リテハ警視總監及東京府知事

前項ニ掲クル者ノ外必要アル場合ニ於テハ都市計畫法第二條

第二項ノ規定ニ依リ其ノ區域ノ全部又ハ一部ヲ都市計畫區域

ニ編入セラレタル町村ノ町村長ニ地方委員會ノ委員ヲ命スル

コトヲ得

第二項第一號、第四號及第六號並ニ前項ニ掲クル者ハ其ノ市

町村ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ會長

ニ於テ必要ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一項乃至第三項ニ掲クル者ノ外臨時ニ必要アル場合ニ於テ

ハ臨時委員ヲ命シ議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハラシムルコト

ヲ得

第一項第一號、第二項乃至第三號及第八號並ニ第三項ニ掲ク

ル者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スル者議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得

市町村會及道府縣會ハ第二項第四號及第五號ノ規定ニ依ル委員タルヘキ者ヲ選舉スヘシ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第九條 中央委員會ノ委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ

内閣ニ於テ之ヲ命ス

地方委員會ノ委員及臨時委員ハ前條第二項第一號、第二號及

第八號ニ掲クル者ヲ除クノ外内務大臣之ヲ命ス

第十條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央委員會ニ在リテハ内務大臣ノ、東京

地方委員會ニアリテハ内務次官ノ、其ノ他ノ地方委員會ニ在

リテハ地方官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十一條 委員長會ハ都市計畫ニ關シ必要アル時ハ期間ヲ指定シ

關係道府縣市町村ヲシテ特定ノ事項ニ付調査ヲ爲サシメ又ハ

必要ナル圖書類ヲ提出セシムルコトヲ得

委員會ハ委員又ハ臨時委員ヲ派遣シテ都市計畫事業執行ノ狀

況ヲ検査セシムルコトヲ得

第十二條 委員會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ委員會開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ招集及會議ノ事

項ヲ委員及臨時委員ニ通知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 委員會ハ委員及臨時委員ノ半數以上出席スルニ非サ

レハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十四條 會長ハ會議ノ議長ト爲ル

委員會ノ議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決

ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 委員會ニ常務委員會ヲ置ク委員會ノ委任ヲ受ケ其ノ

權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ處理ス

中央委員會ノ常務委員會ハ會長ノ指名シタル委員九人以內ヲ

以テ之ヲ組織ス

地方委員會ノ常務委員會ハ第八條第二項第一號及第八號ノ委

員並ニ會長ノ指名シタル委員九人以內ヲ以テ之ヲ組織ス但シ

同一道府縣内ニ市及都市計畫法第一條ノ規定ニ依リ指定スル

町村通シテ二以上アルトキハ會長ハ一市町村ヲ増ス毎ニ委員

二人以內ヲ増スコトヲ得

委員會ノ會長ハ常務委員會ヲシテ委員會ノ會議事項ヲ豫メ審

査セシムルコトヲ得

第八條第四項及第六項、第十二條第一項、第十三條並ニ前條

ノ規定ハ常務委員會ニ之ヲ准用ス

第十六條 委員會ニ幹事若干人ヲ置ク中央委員會ノ幹事ハ内務

大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ地方委員會ノ幹事ハ内

務大臣之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ處理ス

第十六條ノ二 中央委員會ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十七條 地方委員會ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

事務官 專任二十人以內 奏任

技師 專任七十八人以內 奏任

書記 專任九十四人以內 判任

技手 專任二百四十五人以內 判任

前項ニ掲クル職員ノ各地方委員會ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

書記及技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ從事ス

第十八條 地方委員會ノ判任官ノ進退ハ東京地方委員會ニ在リ

テハ内務大臣、其ノ他ノ地方委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ

專行ス

附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫調査會官制ハ之ヲ廢止ス

地方委員會ニ要スル費用ハ當分ノ内北海道地方費又ハ府縣ノ

負擔トス

東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市及名古屋市ノ市區

改正委員會ノ委員ニシテ東京市區改正委員會組織權限規程第一條第二項第五號ノ規定又ハ大正七年勅令第百八十三號第二條第四號ノ規定ニ依リ任命セラレタル者ハ第八條ノ規定ニ依リ任命セラレタル委員ト看做ス

附 則 (大正十一年勅令第二七二號)

本令ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ都市計畫地方委員會ハ本令ニ依ル都市計畫地方委員會ト看做ス

本令施行ノ際現ニ臨時委員ノ職ニ在ル者ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサルモノハ之ヲ本令ニ依ル臨時委員ト看做ス

附 則 (大正十二年勅令第二七五號)

本令ハ大正十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十二年勅令第三五七號、同年同第四七二號、大正十三年同第一六四號、昭和三年五月同第八七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和五年三月二十八日勅令第四二二號)

本令ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和八年五月二日勅令第八五號)

本令ハ昭和八年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年五月二日勅令第八三號ヲ以テ同年五月十日ヨリ施行)

本令施行ノ際從前ノ第八條第二項第二號ノ委員ニシテ第八條

第二項第二號ノ改正規定ニ依リ委員タルモノハ同條同項第三號ノ改正規定ニ依ル委員タラサルモノトス

附 則 (昭和十一年十一月二十八日勅令第四一三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ委員タル者ニシテ學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタルモノノ任期ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

附 則 (昭和十二年六月二十二日勅令第二六四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市街地建築物法

(大正八年四月五日法律第三七號) 改正 (昭和九年四月)

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害者ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スル

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一 保安上危險ト認ムルトキ
二 衛生上有害ト認ムルトキ
三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建

モノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得
第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
第七條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
第八條 建築物ハ其ノ敷地ガ命令ニ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレバ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス
第十條 行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得
第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲クル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ノ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者其ノ營業ニ關シ前條ノ規定スル違反ヲ爲シタル

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

市街地建築物法施行期日ノ件 (大正九年十一月十八日勅令第五三九號)

市街地建築物法ハ大正九年十二月一日ヨリ施行ス

附 則 (昭和九年四月法律第四六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十年二月一日ヨリ施行)

従前ノ第二十三條ノ規定ニ基キ指定セラレタル區域ハ同條ノ改正規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

市街地建築物法施行令

(大正八年九月三十日勅令第四三八號)

改 大正十二年八月、同十三年六月、同十二年十二月、昭和四年六月、同六年十二月、同八年十二月、同九年十二月

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ第一號乃至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

トキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ主務大臣ノ指定スル市街地トス特別ノ必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ指定スルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ

一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場

二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場

イ 玩具用普通火工品ノ製造

ロ 「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作 (單ニ修繕スルモノヲ除ク)

ハ 「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク) 又ハ「ドライダイニング」

ニ 「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工

ホ 塗料ノ吹付

ヘ 亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白

ト 骨炭其ノ他動物質炭ノ製造

チ 羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白

リ 襪襪、屑綿、屑紙、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白

ヌ 製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造

ニシテ原動機ヲ用フルモノ

ル 骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ

乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ

ヲ 鑛物、岩石、土砂、硫黃、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ

ワ 墨、懷爐灰又ハ煉炭ノ製造

カ 煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石又ハ坩堝ノ製造

- ヨ 硝子ノ製造又ハ砂吹
- タ 動力槌ヲ用フル鍛冶
- 三 室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫
- 四 劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場
- 五 待合又ハ貨座敷
- 六 倉庫業ヲ營ム倉庫
- 七 火葬場又ハ産穢物處理場
- 八 屠場又ハ死畜處理場
- 九 塵埃又ハ汚物處理場
- 十 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク
- 二 前條第二號ニ該當スルモノ
- 三 前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ
- 四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認め命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非

- サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク
- 二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場
 - イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造
 - ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、金屬「カリウム」、金屬「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸、「エステル」類、「ニトロセルロース」、「ベンゾール」、「トルオール」、キシ「ロール」、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、「テレビン」油又ハ石油類ノ製造
 - ハ 燐寸ノ製造
 - ニ「セルロイド」ノ製造
 - ホ「ニトロセルロース」製品ノ製造
 - ヘ「ビスコース」製品ノ製造
- ト 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料、塗料(漆ヲ除ク)、印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造

- チ 溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造
- リ 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
- ヌ 溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付
- ル 石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造
- ヲ 壓縮「ガス」又ハ液體「ガス」ノ製造
- ワ 鹽素、「プロム」、「ヨード」、硫黃、塩化硫黃、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性「カリ」、苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亞硫酸鹽類、「チオ」硫酸鹽類、砒素化合物、「バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、「四塩化炭素」、「ホルマリン」、「ズルホナル」、「グリセリン」、「イヒチオールスルホン」酸、「アンモン」、醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニン」酸、「アセトアニリド」、「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造
- カ 蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造
- ヨ 油脂ノ採取又ハ加熱加工
- タ 石鹼、「フアクチス」又ハ「ベークライト」ノ製造
- レ 肥料ノ製造
- ソ 製紙
- ツ 製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製
- ネ 「アスファルト」ノ精製

- ナ 「アスファルト」、「コールタール」、木「タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トス製造
- ラ 「セメント」、石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイト」ノ製造
- ム 金屬ノ熔融又ハ精煉
- ウ 電氣用「カーボン」ノ製造
- キ 金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋳打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ
- ノ 鐵釘類又ハ鋼球ノ製造
- オ 伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金屬ノ壓延
- 三 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場
- 四 第二號イ、ロ、ハ、ニ及ヲノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第三條ノ二 前三條ノ規定又ハ市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スル建築物ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル日ヨリ十五年間ヲ限り行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ

於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス
 一 現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ敷地及之ト一團ヲ成ス土地ヲ超エテ増築、改築再築又ハ用途ノ變更ヲ爲ササルコト
 二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スヘキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セサルコト
 三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スヘキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セサルコト
 四 工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スヘキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セサルコト但シ行政官廳土地ノ狀況、事業ノ種類、作業方法又ハ建築物ノ構造設備ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

五 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セス若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ營ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト
 第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得サルニ

至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十メートルヲ、住居地域外ニ於テハ三十一メートルヲ超過スルコトヲ得ス但シ建築物ノ周圍ニ廣潤ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高三メートル軒高九メートルヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高八メートル軒高五メートルヲ超過スルコトヲ得ス
 前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス

第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ石人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一 建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル
 第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ

高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アル時ハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス
 第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ八メートルヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス前項ノ高トハ前道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサル二以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且二五メートル以内ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前道路ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル前道路二以上在ル場合ニ於テ其ノ幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル前道路ハ幅員最大ナル前道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス
 第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ
 二 前道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ
 三 其ノ地盤面ト前道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ
 四 高低ノ差著シキ二以上ノ道路ニ接スルトキ
 五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認ムルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ高ノ最低限度又ハ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス
 裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セサルコトヲ得

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、起重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ己ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス
 本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス
 第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ對シ住居

地域内ニ於テハ十分ノ六、商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ス但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ二 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認ムルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ノ最小限度ヲ定ムルコトヲ得

第十四條ノ三 都市計畫區域内ニ於テ第十一條ノ規定ニ依リ建築物ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定ムル場合又ハ前條ノ規定ニ依リ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ノ最小限ヲ定ムル場合ニ於テハ行政官廳ハ之ヲ都市計畫委員會ノ議ニ付スヘシ

第十五條 本令ニ於テ建築物ノ積積トハ建築物ノ水平断面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上二メートル以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サス

軒、庇、枯出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト一メートルヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ一メートルヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス

第十四條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平断面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

第十六條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

第十六條ノ二 建築物ノ敷地ガ二以上ノ地域、地區又ハ第十四條ノ二ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ニ跨ル場合ニ於テ第一條乃至第三條、第十四條又ハ第十四條ノ二ノ規定ノ適用ニ關シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

一 地域ノ又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

二 美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

三 建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

四 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ變更又ハ除却ヲ命シタル場合

五 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關スル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合

第十八條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

第十九條 前二條ノ規定ニ依リ損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セラレタル者之ヲ命セラレタル

日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體トハ同法

第二十三條ノ規定ニ依ル同法適用區域ノ屬スル市町村トス

第二十一條 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査會之ヲ裁定ス

第二十二條 補償審査會ハ第二十條ニ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體毎ニ之ヲ置ク

補償審査會ハ會長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 關係各廳高等官 四人
- 二 前條第一項ノ公共團體ノ吏員 二人
- 三 前條ノ公共團體ノ議會ノ議員 四人
- 四 學識經驗アル者 二人

前項第一號、第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之ヲ命シ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 補償審査會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至

第三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ亙ル建築物ニ關シテハ關係補償審査會合同シテ會議ヲ開クヘシ

第二十五條 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第二十六條 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依リ措置ヲ命スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十六條ノ二 建築物ノ敷地ヲ造成スル爲ニスル擁壁ニ對シテハ市街地建築物法第九條、第十二條、第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用ス

第二十七條 市街地建築物法ハ國寶保存法又ハ史蹟名勝紀念物保存法ノ適用ヲ受ケル建築物ニ付之ヲ適用セス

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

- 一 鳥居、形象、紀念門、紀念塔ノ類
- 二 交通信號塔、公共便所ノ類
- 三 陸橋ノ類
- 四 地下停車場ノ類
- 五 高架工作物内ニ設クル倉庫、店舗ノ類

第二十八條ノ二 削除

第二十九條 博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代、棧橋

其ノ他ノ假設建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ

本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和四年七月一日）

附 則（昭和六年十二月二十六日）
勅令 第二九四號

本令ハ昭和七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和九年十二月二十二日）
勅令 第三四〇號

市街地建築物法施行規則中防火地區及美觀地區ニ關スル規定

第四章 防火地區

第一百八條 防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス
第一百十九條 甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ
第一百二十條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ
第一百二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシ

本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正九年十一月一日）

附 則（大正十三年六月九日）
勅令 第一五二號

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（大正十三年十二月十三日）
勅令 第三〇四號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和四年六月二十八日）
勅令 第二一一三號

テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸ヲ設ケヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積三十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス

二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六間未滿ナルトキ

三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ椀、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス

第一百二十二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ハ耐火構造ト爲スヘシ但シ厚一寸五分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百二十三條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スヘシ

一 建築面積二百坪以上ニシテ階數二以上ノモノ
二 建築面積百坪以上ニシテ階數三以上ノモノ
三 階數四以上ノモノ

第一百二十四條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セサルモノハ其ノ高十八尺ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セサル場合ニ限リ乙種防火地區内ニ在ル建物ニ關スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危險ノ虞アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第一百二十五條 甲種防火地區内ニ在ル牆壁ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第一百二十六條 乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

第一百二十七條 前條ノ準耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ
一 鐵骨造ニシテ外部ヲ生子板張ト爲シタルモノ
二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ヲ爲シタルモノ

イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用キ其ノ厚三寸以上ノモノ

ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント、モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ

ハ 厚一寸二分以上ノ「セメント、モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗

ニ 「セメント、モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシ厚合計一寸二分以上ノモノ

ホ 木骨土藏造ニシテ塗土、漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモ

三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

第二百二十八條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋

窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スヘシ

第二百二十九條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシ

テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸

ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積四十平方尺以

内ノ窓若ハ出入口又ハ其ノ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル

建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニ在ル

トキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建

築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス

二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナ

ルトキ

三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置

ニ在ルトキ但シ柵、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ

被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ

前項ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス

第三百十條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ金屬板ヲ以テ

被覆スルトキハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成

スヘシ

第三百三十一條 削 除

第三百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ亙ル場合ニ於テハ其

ノ全部ニ對シ防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其

ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其

ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ亙ル場合ニ

在リテハ其ノ全部ニ對シ甲種防火地區内ノ建物ニ關スル規定

ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地

區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ス

第三百三十四條 前二條ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用

ス

第三百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ關シ本令

ノ規定ノ外火災豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコ

トヲ得

第三百三十五條ノ二 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ

一時ノ使用ニ供スルモノニ付第十九條乃至第三百三十五條ノ

規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五章 美 觀 地 區

第三百三十六條 地方長官ハ美觀地區内ニ在ル建築物ニシテ環境

東京市區改正條例

(明治二十一年八月十六日)
勅 令 第六十二號

改正 (大正七年四月十六日)
法 律 第三十五號

朕東京市區ノ營業衛生防火及通運等永久ノ利便ヲ圖ル爲メ東京

市區改正條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 東京市區改正ノ設計及毎年度ニ於テ施行スヘキ事業ヲ

議定スル爲メ東京市區改正委員會ヲ置キ内務大臣ノ監督ニ屬

セシム其ノ組織權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

東京市區改正委員會ハ市區改正ノ設計及毎年度施行スヘキ事

業ヲ東京市ノ區域外ニ亙リ議定スルコトヲ得

東京市區改正委員會ノ費用ハ市區改正費ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二條 東京市區改正委員會ニ於テ市區改正ノ設計ヲ議定シタ

ルトキハ内務大臣ニ具申スヘシ内務大臣ハ審査ノ上内閣ノ認

可ヲ受ケ東京市長ニ付シ之ヲ公布セシムヘシ

第三條 市區改正ノ費用ニ充ツル爲メ東京市ニ於テ左ノ特別稅

ヲ賦課ス

一 地 租 割

地租百分ノ十二半但シ耕地ヲ除ク

一 營業稅並雜種稅

ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ除

却、改修其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第三百三十七條 地方長官ハ美觀地區内ニ建築スル建築物ノ意匠

ニ關スル設計ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損ス

ト認ムルトキハ其ノ設計ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三百三十八條 地方長官美觀上必要アリト認ムルトキハ美觀地

區内ニ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ノ建築物ノ高、軒高

又ハ外壁ノ材料及主色ヲ指定スルコトヲ得

第三百三十九條 地方長官前三條ノ措置又ハ指定ニシテ重要ナリ

ト認ムル事項ニ關シテハ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第四百十條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ外部汚損セルトキハ速

ニ之ヲ修理スヘシ

第四百十一條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ排水管、排氣管、暖

房鐵管、瓦斯管及煙突ノ類ハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル

場合ヲ除クノ外之ヲ道路、廣場又ハ公園ニ面スル壁面ニ露出

セシムルコトヲ得ス

第四百十二條 美觀地區内ニ在ル建築敷地ニシテ未タ建築物ナ

キモノ又ハ建築工事著手中ノモノハ板塀ノ類ヲ以テ體裁ヨク

之ヲ圍繞スヘシ但シ適當ナル整理ヲ爲シ特ニ地方長官ノ許可

ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

府税十分ノ四以内

一家屋 税

同 上

一 其ノ他勅令ヲ以テ指定シタルモノ

府費ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テ營業税、雜種税又ハ家屋税ヲ賦課セムトスルトキハ内務大臣大藏大臣ノ許可ヲ得テ其ノ税率ヲ定ムヘシ

市ハ内務大臣ノ許可ヲ得他ノ市費ノ中ヨリ市區改正ノ費用ヲ補充スルコトヲ得

第四條 特別税滞納者ハ國税滞納處分ノ例ニ依テ處分ス

第五條 市區改正ノ費用ヲ補助スル爲メ東京市ノ基本財産トシテ即今官用ニ供セサル東京市ノ官有河岸地ハ總テ之ヲ下附ス

此河岸地ヨリ收入スル金額ハ市區改正事業ノ終ルマテ他ニ之ヲ支出スルコトヲ得ス

此河岸地ハ市區改正事業ノ終ルマテ其ノ地租ヲ免除ス

此河岸地ハ賣却譲與スルコトヲ許サス但シ己ムヲ得サル場ニ於テハ東京市長東京市會ノ議決ヲ取り内務大臣ノ認可ヲ受ケ

之ヲ賣却譲渡スルコトヲ得

第六條 市區改正ノ經費及特別税賦課徴收ノ方法ハ東京市長東京市會ニ付シ之ヲ議決セシムヘシ

第七條 第三條及第五條ノ收入合計ハ毎年度百萬圓ヨリ少カラ

ス貳百萬圓ヨリ多カラサルモノトス但シ毎年度雜收入及前年

度繰越金ハ本條ノ收入額ニ合算スルコトヲ得ス

第八條 削 除

第九條 東京市長ハ毎年四月ヨリ翌年三月マテヲ一周年度トナシ前年十月マテニ東京市區改正委員會ニ於テ議定シタル市區改正事業ニ屬スル收支豫算ヲ立テ東京市會ノ議決ヲ取り内務大臣、大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

東京市長前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ東京市區改正委員會ニ之ヲ報告スヘシ

第十條 東京市長ハ一周年度ノ出納ヲ計査シ其ノ決算ヲ東京市會ニ報告シ然ル後内務大臣、大藏大臣及東京市區改正委員會ニ報告スヘシ

第十一條 年度中ニ於テ豫知スヘカラサル事情ニ由リ既定ノ事業ヲ變更セサルヲ得サルトキハ東京市長東京市區改正委員會ノ議定ヲ取り内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スルコトヲ得

但シ次回ノ東京市會ニ之ヲ報告スヘシ

第十二條 市區改正ノ爲メ一時巨額ノ支出ヲ要スルトキハ東京市ハ毎年收入スヘキ特別税ヲ目的トシ五十箇年以内ノ期限ヲ以テ公債ヲ募集スルコトヲ得其ノ金額及起債ノ方法ハ東京市長之ヲ定メ東京市會ノ議決ヲ取り内務大臣、大藏大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第十三條 市區改正ニ屬スル會計ハ東京市長特別ニ整理スヘシ

第十四條 市區改正ノ事業ハ東京市長之ヲ執行スヘシ

第一條 第二項ノ規定ニ依ル事業ニシテ東京市ノ區域外ニ於テ施行スヘキ部分ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ他ノ町村長之ヲ執行スヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村長其ノ執行ヲ東京市長ニ委託シ又ハ内務大臣東京市長ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

市區改正事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル

第十四條ノ二 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ要スル費用ハ東京市又ハ東京市及事業地ノ町村ノ負擔トス

前項ノ負擔ニ付テ關係市町村ノ意見ヲ聞キ東京市區改正委員會ノ議定ヲ取り内務大臣之ヲ定ム

前二項ノ規定ニ依ル費用ニ關シテハ市區改正ノ費用ノ例ニ依ル

第十五條 市區改正ニ係ル土地建物處分方法ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 削 除

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

東京市區改正土地建物處分規則

(明治二十二年一月二十八日勅令 第五號)

朕東京市區改正土地建物處分規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 市區改正ニ要スル官有地ハ無料ニテ供用セシメ其ノ地ニ屬スル官有ノ建物等ハ無料ニテ交付スヘシ但地方税ノ經濟ニ屬スルモノハ民有ニ準ス民有地及其ノ地ニ屬スル建物植物又ハ官有地ニ在ル民有ノ建物植物等ハ東京市長其ノ所有者ト協議ノ上相當ノ代價又ハ移轉料ヲ償却スヘシ

若シ協議調ハサルトキハ雙方ヨリ評價人各一人ヲ出シ評價セシメ東京市長之ニ意見ヲ付シ内務大臣ノ決ヲ請ヒ之ヲ定ムヘシ

第二項ノ協議調ヒタル後又ハ内務大臣ニ於テ決定シタル後建物植物等ノ所有者ニ於テ所定ノ期間内ニ其ノ所有物件ノ移轉若ハ引渡ヲ爲ササルトキハ東京市長ハ之ヲ強制スルコトヲ得

此場合ニ於テハ行政執行法第五條及第六條ノ規定ヲ準用ス

第二條 市區改正ノ爲メ民有地買上ノ場合ニ於テ一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘餘ヲ生スルモノハ併セテ之ヲ買上クヘシ

第三條 市區改正ニ關シ不用ニ歸シタル土地一宅地ヲ爲スニ足ルモノニシテ曩ニ公用土地買上規則又ハ本則第一條ニ依リ買上タルモノハ原價ヲ以テ特ニ舊所有者ニ拂下ヘシ若シ舊所有者之ヲ買受ルコトヲ欲セサルカ又ハ舊所有者ナキモノハ直ニ公賣ニ付スヘシ

前項ノ土地一宅地ヲ爲スニ足ラサルモノハ其接續地ノ所有者之ヲ買受クヘキモノトス若シ其所有者之ヲ買受ルコトヲ欲セサルトキハ東京市長ハ第一條ニ依リ其接續地及建物植物等ヲ

三七九

買上クヘシ
前條及本條ニ一宅地ト稱スルモノハ市街ノ狀況ニ依リ東京市長之ヲ定ム

第四條 東京市長ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ市區改正ニ要スル土地ニ屬スル建物新築増築改築ノ制限ヲ規定シ之ヲ告示スヘシ其ノ制限内ト雖モ新築増築改築セント欲スルモノハ豫メ東京市長ノ認可ヲ受クヘシ東京市長ハ設計著手ノ都合ニ依リ之ヲ認可セサルコトヲ得

若シ之ヲ認可セサルトキハ新築増築改築者ハ其土地及其地ニ屬スル建物植物等ノ代價又ハ移轉料ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ其土地自己ノ所有ニアラサルトキハ通知ヲ以テ其土地貸借ノ契約ヲ解クコトヲ得
若シ制限ニ違ヒ又ハ東京市長ノ認可ヲ受スシテ新築増築改築ヲナシタルモノハ土地買上ノ際其新築増築改築ニ係ル建物ノ代價又ハ移轉料ヲ請求スルコトヲ得ス
第五條 土地建物植物等ノ賣却代金ハ市區改正ノ費用ニ充ツヘシ

京都市大阪市及其ノ他ノ市ノ市區改正ニ關スル件

(大正七年四月十四日法律第三十六號)

東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ京都市、大阪市及内務大臣ニ於テ指定シタル市ノ市區改正ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正七年五月二十九日勅令第一七三號ヲ以テ大正七年六月一日ヨリ施行)

東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則準用ニ關スル件

(大正七年六月一日勅令第八十四號)

大正七年法律第三十六號ニ依リ京都市、大阪市及内務大臣ノ指定スル市ノ市區改正ニ關シテハ東京市區改正條例東京市區改正土地建物處分規則及大正七年勅令第八十一號ヲ準用ス
但シ東京市區改正條例第七條ノ金額ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年八月十五日印刷
昭和十二年八月二十日發行

大阪市役所土木部發行

印刷者 大阪市北區濱崎町一八 中 井 藤 藏

印刷所 大阪市北區濱崎町一八 大阪出版印刷

AI-3K

-22



